



平成 20 年 5 月 21 日

各 位

東京都千代田区麹町一丁目 4 番地  
**松 井 証 券 株 式 会 社**  
代表取締役社長 松井 道夫  
(東京証券取引所第一部: 8628)  
問合せ先: 取締役マーケティング担当役員 和里田 聡  
TEL: 03 (5216) 8650

## 定款の一部変更に関するお知らせ

松井証券は、平成 20 年 5 月 21 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 22 日開催予定の第 92 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしました。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年法律第65号)により「証券取引法」が「金融商品取引法」に改正されたことに伴い、現行定款第2条の目的の記載を変更する他、所要の削除・変更等を行うものであります。
- (2) 株主の権利行使の手續に関する事項を株式取扱規程で定めることができるよう、現行定款第11条を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 6 月 22 日  
定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 22 日

以上

■ 定款変更の内容

(下線部分は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 (記載省略)</p> <p>1. <u>有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引</u></p> <p>2. <u>有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理</u></p> <p>3. <u>有価証券の市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理ならびに外国有価証券市場における有価証券の売買取引又は外国市場証券先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理</u> (新 設)</p> <p><u>4.~6.</u> (記載省略)</p> <p>7. <u>譲渡性預金の売買、売買の媒介、取次ぎ及び代理業務</u></p> <p>8. <u>円建銀行引受手形の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務</u></p> <p>9.~15. (記載省略)</p> <p>16. <u>金融先物取引業務</u></p> <p>17. <u>通貨の販売、売買の媒介、取次ぎ及び代理業務</u></p> <p>18. (記載省略)</p> <p>19. <u>貸金業の規制等に関する法律に規定する貸金業</u></p> <p>20.~35. (記載省略)</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(目的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>1. <u>有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引</u></p> <p>2. <u>有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理</u></p> <p>3. <u>取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の委託媒介、取次ぎ又は代理並びに外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理</u></p> <p>4. <u>店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理</u></p> <p><u>5.~7.</u> (現行どおり)</p> <p>8. <u>譲渡性預金その他金銭債権の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理</u> (削 除)</p> <p>9.~15. (現行どおり) (削 除)</p> <p>16. <u>通貨その他デリバティブ取引に関連する資産の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理</u></p> <p>17. (現行どおり)</p> <p>18. <u>貸金業法第2条第1項に規定する貸金業その他金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介に係る業務</u></p> <p>19.~34. (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使に関連する事項については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>